

米沢市雪対策総合計画検討委員会設置要項

(設置)

第1条 米沢市の雪対策に関する総合的な計画（以下「計画」という。）の見直しについて必要な検討を行うため、米沢市雪対策総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 計画の見直しに関する事項
- (2) その他計画の見直しのために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する意見を取りまとめた日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(補助組織)

第8条 委員長は、第2条各号に掲げる事項の推進に関し必要な事項を検討させるため、内部ワーキング委員会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画調整部地域振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、令和5年2月20日から施行する。